

さっとシステム株式会社 M3 ポイントプログラム運営規程

(内第 10 条～第 17 条 : M3 ポイントプログラム プライバシーポリシー)

さっとシステム株式会社 M3 ポイントプログラム(以下さっとシステム株式会社を「さっと株」といい、さっとシステム株式会社 M3 ポイントプログラムを「本プログラム」という)は、さっと株が運営するポイントプログラム(以下「さっとポイントシステム」という)の一部であり、M3 ポイントプログラム運営規程は、お客様が、さっとポイントシステム加盟会社のうちの M3 ポイントプログラムに加盟するタクシー会社(以下「加盟会社」という。)のサービス他をご利用の際のポイントの運用等を規程するものです。

さっとポイントシステムのうちの本プログラムによらない部分については、別途定められた諸規定によることとします。

第 1 条 【M3 ポイントプログラム会員、会員資格、およびその消滅等】

1. さっとシステム株式会社 M3 ポイントプログラム会員(以下「会員」という。)とは、本規程をご承認のうえ、加盟会社を通じて本プログラム運営事務局福岡オフィス(以下「福岡事務局」という。)に本プログラムへの入会を申込まれ、M3 ポイントカード(以下「ポイントカード」という。)をお受け取りになった加盟各社の個人のお客様をいいます。
2. 法人のお客様は会員およびポイントカード利用者になることは出来ません。またそれらの方は本プログラムに基づく一切の資格および権利を有しません。ただし、法人としてのご乗車で、個人の会員のポイントカードに M3 ポイントを付与することはできません。
3. さっと株および福岡事務局の従業員・関係者および加盟会社の従業員、およびそれら従業員・関係者の三親等以内の親族と、その従業員・関係者と同居の方は、会員およびポイントカード利用者になることは出来ません。またそれらの方は本プログラムに基づく一切の資格および権利を有しません。
4. 福岡県および北九州市が制定する暴力団排除条例に則り、暴力団関係者および多少でも関係が疑わしいと福岡事務局が判断する方は、会員およびポイントカード利用者になることは出来ません。またそれらの方は本プログラムに基づく一切の資格および権利を有しません。
5. 福岡事務局が、前各項に定める会員資格に抵触するかまたは抵触する恐れがあると懸念される方が会員またはポイントカード利用者となっていた事実気付いた場合は、その時点で、事由の如何を問わず、何ら当該の会員またはポイントカード利用者または入会希望者への事前の通告なく、当該の本プログラムに基づく一切の資格および権利は自動的に消滅するものとします。予めご了解下さい。
6. 前 5 項記載の場合を含め、本規程に則った福岡事務局の判断または措置等により、本プログラムに基づく資格および権利等の保留または停止または中断または消滅等がなされた場合、その措置等に伴い当該会員およびポイントカード利用者および入会希望者に何らかの損害が発生した場合であっても、さっと株および福岡事務局および加盟会社は一切その責を負いません。予めご了解下さい。

第 2 条 【ポイントカードおよび満点レシートの発行と取扱い】

1. ポイントカードは、お客様が加盟会社をご利用の際に、お客様のお求めに応じてその場で発行し、お客様に貸与いたします。
2. ポイントカードは会員および本規程にご同意頂いた会員とご同居のご家族(以下「ポイントカード利用者」という。)がご利用頂けます。
3. ポイントカードの所有権ほかポイントカードにかかる一切の権利は福岡事務局が保持・管轄し、福岡事務局が加盟会社を通じて会員にポイントカードを貸与するものとします。福岡事務局および加盟会社から要求

があった場合は、直ちにポイントカードをご返却頂きます。

4. ポイントカードを会員またはポイントカード利用者が他人に貸与・譲渡または担保提供することはできません。
5. ポイントカードは繰り返しご利用頂け、本プログラムが運営される限り、有効期限はございません。また付与される M3 ポイントにも、本プログラムが運営される限り、有効期限はございません。
6. M3 ポイントはポイントカードに磁気情報として書き込まれます。ポイントカードを磁気を生じる機器に近づけないようご注意ください。
7. 会員に貸与中のポイントカードにかかる一切の管理義務は会員にあるものとします。
8. ポイントカードの紛失、および M3 ポイント記録情報の消失等について、福岡事務局および加盟各社はその一切の責任を負いかねます。また理由の如何を問わず、M3 ポイントの再交付および同記録情報の再書込みは致しかねます。
9. 満点レシートは、会員の持つポイントカードに付与された有効 M3 ポイント数が福岡事務局の定める一定のポイント数に達した時点で自動的にご乗車のタクシー車内で発行され、ポイントカード利用者を通じ会員に貸与されます。
10. 満点レシートは会員のみがご利用頂けます。
11. 満点レシートの所有権ほか満点レシートにかかる一切の権利は福岡事務局が保持・管轄し、福岡事務局が加盟会社を通じ会員に満点レシートを一時的に貸与するものとします。福岡事務局および加盟会社から要求があった場合は、直ちに満点レシートをご返却頂きます。
12. 満点レシートを会員が他人に貸与・譲渡または担保提供することはできません。
13. 満点レシートには、その印字方式の特性のため、第 7 条に定める有効期限がございます。ご注意ください。
14. 満点レシートは感熱記録(サーマル)式で記録されます。満点レシートを熱や日光等の強い光に晒さないようご注意ください。
15. 会員に貸与中の満点レシートにかかる一切の管理義務は会員にあるものとします。
16. 満点レシートの紛失、および満点レシートに記載された情報の消失等について福岡事務局および加盟各社はその一切の責任を負いかねます。また理由の如何を問わず、満点レシートの再交付および同記録情報の再書込みは致しかねます。

第 3 条 【ポイントカードおよび満点レシートの利用】

1. ポイントカード利用者は第 4 条に定める M3 ポイントの付与を受けることができます。
2. ポイントカードは、加盟各社のタクシー等にご乗車の際にご利用頂けます。
3. ポイントカード利用者が、本規程に反するポイントカードのご利用・お取扱いをされた場合、もしくは福岡事務局または加盟会社がポイントカード利用者が不正行為をなしたと判断した場合には、何ら当該の会員または当該ポイントカード利用者への事前の通告なく、当該のポイントカードは効力を停止し、ご利用できなくなることを予めご了解ください。
4. 満点レシートはその枚数に応じ、福岡事務局の定める所定の手続により、福岡事務局の指定する商品と交換することができます。
5. 満点レシート利用者が、本規程に反する満点レシートのご利用・お取扱いをされた場合、もしくは福岡事務局または加盟会社が満点レシート利用者が不正行為をなしたと判断した場合、何ら当該の会員またはポイントカード利用者への事前の通告なく、当該の満点レシートは自動的に失効し、ご利用できなくなることを予めご了解ください。

第 4 条 【M3 ポイントの付与】

1. ポイントカード利用者は、加盟会社のタクシー等に乗車した際、ご精算前にポイントカードを提示した場合にのみ、M3 ポイントの付与を一回受けることができます。
2. M3 ポイントは、福岡事務局が設定した基準により、ご提示のポイントカードに付与されます。

第 5 条 【会員の特典】

1. 会員は、福岡事務局が定める所定の手続きにより、満点レシートの枚数に応じて福岡事務局が指定する商品(以下「特典」という。)との交換を受ける権利を有します。
2. 福岡事務局は、所定の方法にて、所定の特典交換申込書が福岡事務局に到着した日から通常 60 日以内に、

特典を会員に受け渡すものとします。(季節性特典や品薄な特典ほか一部特典については、そのお届けに 60 日以上の期間を要する場合もございます)

3. 前項の特典のお届け先は、離島・山間部・遠隔地等を除く北九州交通圏およびその近隣地域の会員現住所に限りです。(福岡事務局に特段の負担なく、スムーズに特典の受け渡しができるエリアであれば、本項によらず、会員の現住所にて特典をお受け取り頂けます)
4. 会員に特典が受け渡された時点で、さっと(株)および福岡事務局および加盟会社の本プログラムに基づく一切の義務・責任は完了するものとします。
特典のお食事券や宿泊券や商品券等のチケットについても、そのチケットがお客様に受け渡された時点でさっと(株)および福岡事務局および加盟会社の本プログラムに基づく一切の義務・責任は完了し、以後は、当該特典を受け取った会員と実際の飲食やサービスの提供者との二者間での権利義務関係となります。(一部特典チケット等には、その有効期限または期日等が設定されているものもございますので、ご注意のうえご使用下さい/万一失効しましても特典の再交付等の権利回復措置は行えません)
5. 福岡事務局は、時節およびその他の事由により、定期的または随時に、特典の更改を行います。また特典には、その数量やご提供期間に限りがある場合もございます。特典は、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。
6. 会員が未成年者である場合、酒類やタバコ等、法令等により未成年者への提供が制限されている特典は提供できません。
7. 福岡事務局は会員からの特典不着等の問い合わせについて、当該特典が到着したとされる日より 30 日以内に福岡事務局へ会員が連絡し、かつ正当な理由(会員住所の正確なご通知がなかった事による特典不着の場合は対応できません)があり、かつ福岡事務局がこれを認めた場合にのみ対応するものとします。
8. 福岡事務局は、理由の如何に関わらず、特典の申請およびその受取において、悪質または悪質と思われる行為があったと判断した場合は、何ら当該の会員またはポイントカード利用者への事前の通告なく、本ポイントプログラムに基づく一切の資格および権利を消滅させることができるものとします。

第 6 条 【M3 ポイントの制限】

1. 現金で乗車料金をお支払いの場合に限り M3 ポイントを付与いたします。そのお支払いの一部または全部を各種クレジットおよびタクシー乗車券およびチケットなど現金以外でお支払いの場合には、M3 ポイントの付与はできません。
2. タクシー運賃メーター器が表示する税込運賃・料金のうち、実車運賃以外(通行料、駐車料金、運転代行サービス基本料金、その他立替金等)の金額部分は M3 ポイント付与対象外です。(M3 ポイント付与対象額が実際の現金でのお支払い総額を超えることはありません)
3. 各種割引運賃・料金・サービスが適用された場合は、その全額が M3 ポイント付与対象外となります。
4. 複数のポイントカード利用者が一緒にご乗車された場合、およびご乗車のポイントカード利用者が複数のポイントカードをご提示された場合でも、一回一台のご乗車につき、うちお一人の、うち 1 枚のポイントカードに対して 1 回のみ M3 ポイントを付与します。
5. 理由の如何によらず、ポイントカード間での M3 ポイントの移行および合算はできません。
6. M3 ポイントの換金はいたしません。

第 7 条 【満点レシートの有効期間】

満点レシートは、その印字方式の特性のため、当該の満点レシートが発行された日から 3 年以内に所定の条件を満たす特典交換申込書と共に福岡事務局に到着した場合に限り有効とします。有効期間を過ぎて満点レシートおよび特典交換申込書が福岡事務局に到着した場合、理由の如何によらず満点レシートおよび特典交換申込は無効となりますのでご注意ください。

(ポイントカードに記録された M3 ポイントには有効期間の制約はございません。)

第 8 条 【M3 ポイント付与の一時停止】

ポイントカード情報を認識する端末機の不具合、コンピュータの障害等でポイントカードのご利用が一時的にできなくなる場合がございます。予めご了承下さい。

第 9 条 【ポイントカードおよび満点レシートの紛失・盗難・データの消失】

1. ポイントカードおよび満点レシートの汚損・破損・紛失・盗難等が発生した場合、その責は会員に帰すこととなります。
2. ポイントカードおよび満点レシートの記録が消失した場合、その責は会員に帰すこととなります。
3. さっと(株)、および福岡事務局、および加盟会社では、会員の M3 ポイント情報および満点レシート情報を把握・管理していませんので、再発行等の一切の回復措置は致しかねます。

第 10 条 【会員情報の登録 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー①]】

1. 会員は、満点レシートとの交換で特典の提供を福岡事務局に求める際、およびその他に福岡事務局が必要と判断しその提供を要請した場合に、所定の書面をもって、その都度、会員本人の氏名・現住所・生年月日・電話番号・携帯電話番号・電子メールアドレス等の個人情報(以下「会員情報」という。)を福岡事務局に通知することとします。
2. 前項により福岡事務局に通知された会員情報に不備や誤謬や事実と異なる事項がある場合、および正確な判読・確認ができない事項がある場合、および所定の書面をもって正確な会員情報の通知がない場合、および会員資格の正当性が確認できない場合には、福岡事務局は何ら事前の予告無く、当該会員またはポイントカード利用者の本プログラムに基づく一切の資格および権利を停止または消滅させることができます。

第 11 条 【本人確認資料の提示 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー②]】

福岡事務局は必要に応じ、会員およびポイントカード利用者の本人性および資格の正当性および会員情報の確認のため、住民票および免許証等のご本人であることが確認可能な公的証書のご提示およびご提出を求めることができます。

また、福岡事務局がこれらの確認を完了するまでの間、福岡事務局は、必要に応じ、何ら事前の予告無く、当該の会員またはポイントカード利用者の本プログラムに基づく一切の資格および権利を停止することができます。

第 12 条 【個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー③]】

会員は福岡事務局による会員情報の収集・利用・提供および登録に関し、以下の内容に同意して頂きます。

(1) 利用の範囲

福岡事務局は、取得した会員情報を、個人情報保護法第 23 条第 3 号に基づき、次(2)項記載の利用目的の範囲内で共同利用致します。

共同利用する範囲は以下の通りです。

- (a) 福岡事務局
- (b) 福岡事務局が本プログラムの運営にあたりその業務の一部を委託する委託先組織
- (c) 加盟会社
- (d) 加盟会社がそのタクシー関連業務の一部を委託する委託先組織(無線配車業務受託組織ほか)
- (e) 本プログラムの円滑な運営のために会員情報の共有が必要な組織(特典発送元等)
- (f) 福岡事務局がその業務遂行上、特に必要と認めた組織(統計・マーケティング・コンサルティング担当機関等)

なお上記の会員情報を共有する組織は、福岡事務局が定める一定の条件を満たし、かつ本規程の厳格な遵守を誓約した組織に限定致します。

(2) 利用目的

- (a) 特典等の送付等、M3 ポイントプログラムの円滑な運営に関係する一連の作業
- (b) M3 ポイントプログラムおよびサービス一般にかかる変更・改訂・改善等に関する一切の業務
- (c) 加盟会社のタクシー等営業にかかる業務(無線配車業務ほか営業全般)
- (d) 統計およびマーケティング業務全般
- (e) DM、メール等による各種サービス等のご案内
- (f) 通常の儀礼行為(ご挨拶等)
- (g) 上記(a)～(f)にかかるお問い合わせ対応およびアフターサービス等
- (h) その他、会員の便益・権利の保護・増進に資すると特に福岡事務局が判断する業務

(3) 会員情報の提供

福岡事務局は、次の場合を除き、会員情報を第三者に開示または提供しません。

- (a) 会員の同意がある場合

- (b) 公的捜査機関等の要請による場合
- (c) 明らかに会員の便益・権利の保護に資する場合で、かつ会員の事前の同意を得ることが困難な場合
- (d) 前(2)項記載の利用目的の達成に必要な範囲で、会員情報の取扱いを要する業務を委託する場合
- (e) 合併、会社分割、営業譲渡、その他の事由によって事業の継承が行われる場合

第13条 【会員情報等の開示・訂正・削除等 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー④]】

1. 会員は福岡事務局に対して会員ご自身の会員情報を開示するよう請求することができます。
2. 会員は自己の会員情報の開示請求に基づく開示結果により、情報の誤りなどが判明した場合には、その内容の訂正または誤った情報の削除を福岡事務局に要求することができます。
3. 福岡事務局は、前2項の要求がなされた場合、その正当性・妥当性・正確性を審査のうえ、速やかに対応するものとします。
4. 前3項の対応の結果、福岡事務局が必要とする情報の一部に欠落が生じる場合、当該会員の会員資格は自動的に失効し、何らの事前の通告なく、本プログラムに基づく一切の資格および権利を喪失するものとします。

第14条 【会員情報取扱いの不同意 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー⑤]】

会員もしくは入会を希望される方が、本規程に定める会員情報の取扱いについて承諾できない場合、または福岡事務局の定める所定の様式に必須事項の記入を希望されない場合には、当該会員資格および本プログラムに基づく一切の権利は、何ら当該会員および当該入会希望者および当該ポイントカード利用者への事前の通告なく、自動的に消滅するものとします。

第15条 【会員情報等に関する請求窓口 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー⑥]】

1. 会員情報の開示・訂正・削除等の会員本人の会員情報に関する請求は、福岡事務局にて承ります。その際、ご本人であることが確認できる運転免許証またはパスポート等の公的証書をご提示頂き、その写しをご提出頂きます。
代理人による請求の場合は、会員の実印が押印された委任状と当該会員の印鑑証明のご提出、および当該代理人の氏名・住所・連絡先等が記載された公的証書のご提示とその写しのご提出をお願いします。
未成年者の会員情報の開示等については、その保護者の実印が押印された同意書および印鑑証明、および保護者であることを証明するための書類のご提示とその写しのご提出をお願いいたします。
2. 会員情報の開示・訂正・削除等は、福岡事務局指定の様式により文書でご請求頂きます。ただし、法令および当局の指導等により開示できない場合があります。
3. 会員情報に付随する情報として会員からの通知によらず福岡事務局または加盟会社が独自に収集・記録した情報は、開示できません。
4. 開示請求には、所定の手数料と実費を頂きます。

第16条 【ご利用履歴等の開示 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー⑦]】

1. 会員のポイントカードによるご利用履歴は、さっと(株)および福岡事務局および加盟会社では一切管理していませんので、お問い合わせ頂いてもご回答できません。ただし、ポイントカードへM3ポイントが付与された際に発行されるレシートにて、当該ポイントカードに付与・蓄積された有効M3ポイント数が表示されます。
2. 満点レシートの発行履歴は、さっと(株)および福岡事務局および加盟会社では一切管理していませんので、お問い合わせ頂いてもご回答できません。
3. 満点レシートのご利用履歴(特典との交換履歴)は、満点レシートと特典の交換の日(特典お届けの日)から3ヶ月間に限ってその履歴をご照会頂けます。ご照会にあたっては本規程第15条に規定されたお手続きが必要となります。

第17条 【お問い合わせ先 [M3 ポイントプログラムプライバシーポリシー⑧]】

会員情報の取扱いに関するお問い合わせは、全て福岡事務局にて承ります。

第18条 【規程の変更・終了】

1. 福岡事務局は会員およびポイントカード利用者および入会希望者の事前の了解を得ることなく本規程を変

更することがあります。変更後の規程は福岡事務局内に掲示した時点より直ちに効力を生じるものとし、もってこれまでの規程はその効力を失うものとします。

2. 前項により会員およびポイントカード利用者および入会希望者に何らかの損害が発生した場合であっても、さっと(株)および福岡事務局および加盟会社はその一切の責任を負いません。

第 19 条 【M3 ポイントプログラムおよびサービスの中止・終了】

1. 福岡事務局は、一定の告示期間を設けたうえで本サービスを中断または終了することがあります。予めご了承ください。
2. 前項により会員およびポイントカード利用者および入会希望者に何らかの損害が発生した場合であっても、さっと(株)および福岡事務局および加盟会社はその一切の責任を負いません。

第 20 条 【その他】

1. 本プログラムおよび本規程に関する全ての事項は、福岡事務局が管轄しその責を負います。
2. 本規程に定めのない事項について、および本規程の解釈について疑義が生じた場合については、法令および関係当局の指示・指導および善良な社会規範に則り、福岡事務局は信義誠実の原則に基づいて決するよう努め、会員およびポイントカード利用者はその決定に従うものとします。

平成 23 年 12 月 1 日発効

さっとシステム株式会社 M3 ポイントプログラム運営事務局 福岡オフィス(福岡事務局)

〒806-0038 福岡県北九州市八幡西区南王子町 2-59 王子ビル 2F 明交運輸協同組合内

Phone: 093-642-7441 Facsimile: 093-642-7443

さっとシステム株式会社

〒600-8434 京都市下京区室町通り松原上ル高辻町 595 番地

Phone: 075-344-5352 Facsimile: 075-344-5346